

第29回全京都障害者総合スポーツ大会  
水泳大会の部 参加申込書

※ 楷書でていねいに記入して下さい。(男子は黒書、女子は朱書で)

ふりがな		男・女	歳
氏名			
住所	〒 _____ TEL ( ) -		
年齢区分	A. 30才未満 B. 30才以上40才未満 C. 40才以上55才未満 D. 55才以上65未満 E. 65才以上 (オープン競技) A. 小学生 B. 中学生 C. その他		
所属または行政区			

該当箇所に○印をして下さい

障害者手帳	障害名(手帳に記載されている障害名を記入して下さい)	障害区分番号 (右の区分参照)
身体・療育・精神		

競技種別	A 競技参加	B オープン参加
出場種目	自由形	① 25m ② 50m ③ 100m
	平泳ぎ	① 25m ② 50m ③ 100m
	背泳ぎ	① 25m ② 50m ③ 100m
	バタフライ	① 25m ② 50m ③ 100m
	個人メドレー	バタフライ、背泳ぎ、平泳ぎ、自由形の25m
B	オーブン	① 25m

次年度の全国障害者スポーツ大会の出場(いずれかに○印を)

希望する		希望しない	
過去の出場経験の有無	有・無	(有)人はどこの府県であった大会ですか	

※ 競技への参加は1人2種目以内とする。(但し、オープン参加は1種目のみ)

特別競技(混合リレー)申込書

代表者名( )

チーム名		障害区分番号
第1泳者	(男・女)	
第2泳者	(男・女)	
第3泳者	(男・女)	
第4泳者	(男・女)	
補欠	(男・女)	
補欠	(男・女)	

※ 特別競技(混合リレー)は、チームを編成して、申込んで下さい。

※ 個人申込みは受け付けません。

車で来られる方は車種、台数を記入して下さい。

車種	台数
----	----

※ 事前に医師の診断を受ける等、十分な健康管理の下に参加すること。

※ 上記の個人情報は、当該目的以外には使用いたしません。

水泳大会 障害区分表

	障害区分	障害区分番号	
肢体不自由者(I)  切断・機能障害者	手部切断	1	
	片前腕切断、片上肢不完全	2	
	片上腕切断、片上肢完全	3	
	両前腕切断、両上肢不完全	4	
	両上腕切断、両上肢完全、片前腕・片上腕切断	5	
	片下腿切断、片下肢不完全	6	
	片大腿切断、片下肢完全	7	
	両下腿切断、両下肢不完全	8	
	両大腿切断、両下肢完全、片下腿・片大腿切断	9	
	片上肢・片下肢切断、片上肢・片下肢不完全	10	
	多肢切断、片上肢・片下肢完全、両上肢・両下肢不完全	11	
	体幹	12	
肢体不自由者(II)  脳原性麻痺者	第7頸髄まで残存	13	
	第8頸髄まで残存	14	
	下肢麻痺で座位バランスなし	15	
	その他	16	
	四肢麻痺、上肢に不随意運動を伴う走不能	17	
肢体不自由者(III)  脳原性麻痺者	両下肢麻痺、上肢に不随意運動を伴わない走不能	18	
	杖または松葉杖歩行、片側障害で片上肢による競泳	19	
	上肢に不随意運動を伴う走可能、その他の片側障害	20	
	その他	21	
	浮具使用	22	
視障害者	視力0から光覚弁まで	23	
	視力手動弁から0.03まで、視野5度以内	24	
	その他	25	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害			26
療育			27
内部障害			28
精神保健			29

[障害区分の説明]

- 完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、補装具なしでは体重を支えきれないもの。
- 体幹障害とは、脳原性麻痺を除く脊柱障害のもの(脊柱側弯など)。
- 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。肘関節離断は上腕切断となる。指および手のひらの切断は手部切断となる。
- 肢体不自由者の7級が重複して6級に認定されている場合には、7級に認定された障害の区分で競技に参加してもよいが、多肢切断や両上肢障害などのように、複数の部位の切断や機能障害の場合には、3肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。
- 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準になる。背もたれのない椅子に座り両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランス有り」と判断する。
- 肢体不自由者2で、頸髄や脊髄損傷以外のものは、筋力評価等によって適用する区分に入る。
- 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害である。
- 視力は、両眼の和でなく、矯正後の良い方の目の視力である。
- 競技上の注意
  - 身体障害が重複している場合でも、同一の大会では、同じ障害区分で参加すること。
  - 上腕切断が前腕切断で参加するように、より軽度の区分での参加は認めない。
  - 両下肢完全の者が、補装具を付けて立位でソフトボールを投げ、競技のときだけ車椅子で卓球をするなどは認められる(申込書に明記すること)。